



市場經濟と獨占的企業

福田, 敬太郎

(Citation)

国民經濟雜誌, 49(6):891-916

(Issue Date)

1930-12

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00054293>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00054293>



市場經濟と獨占的企業

福田敬太郎

- 一、問題——中央市場卸賣人單複問題の再吟味。
- 二、自由競争の意義および限度。
- 三、資本家的自由競争の弊害および歸趣。
- 四、獨占の意義および事實。
- 五、獨占の效果。
- 六、結語——市場經濟の將來と獨占的企業の統制。

近年、中央卸賣市場における卸賣人の員數を單數にすべきか、複數にすべきか云ふ論争が當業者間に起つて世人の注意を惹いたが、その場合に表面上議論の中心になつてゐることは、單數制度は獨占の弊を伴ふと云ふに對し複數制度は競争の害を蒙ると云ふことである。この問題に對する私の解答は、從來の我國の生鮮食料品卸賣市場に存する通弊は結局過度の資本家的競争のために生じてゐるのであるから、中央卸賣市場法制定の精神に従ひ組織的なる單

數制度によつて統一化すべきであると云ふのである(一)。すなはち卸賣業務の統一化の方策としては、(イ)中央卸賣市場業務全體の開設者による經營、市營制度、(ロ)中央卸賣市場業務全體の單一株式會社による經營、絶對的單數制度、(ハ)中央卸賣市場における取扱品目各部門の業務の單一株式會社による經營、相對的單數制度等を考へ得るのであるが、私は最後の相對的單數制度が今日に在つては財政上、技術上最も實行可能なる案であると信ずる。私はこの論争を批判することによつて自ら啓發せらるるところ少くなかつたが、特にここに論說せんとするところの市場經濟と獨占的企業との關係を考察する機會を與へられて大いに得るところがあつたことを感謝してをる。

この中央市場卸賣人單復問題において當業者があるひは自由競争を叫び、あるひは獨占の聲に怖ぢてゐる事實を見聞するときに、私は彼等の間に事物の正しき認識の缺けてゐることを知る。複數論者は熱心に複數制度に伴ふ自由競争の効果を讚美してをる。それに對して單數論者は單數制度が獨占の弊を有することを指摘せられると辯明の餘地無きが如く自己の主張を徹底することを聊か躊躇してゐる風がある。このことは確かに彼等の間において競争と獨占との關係が明瞭に認識せられてをらないことを示してゐる。マーシャルは competition (競争) と云ふ言葉には利己的な悪い香がすると書いてをるが(2)、それと反對に大野

勇氏は「獨占」と云ふ言葉は現代的に聞えがよくないと述べてをられる(3)。云ふまでもなく我々は言葉の持つ響や香すなはち語感に迷さることなく、競争および獨占の本質に觸れてその取捨を判断すべきである。固より私はここに市場經濟における競争と獨占の問題を悉く論じ盡すつもりではない。唯々中央市場卸賣人單複問題の再吟味の意圖をもつて若干の思索を運らすに止める。

(1) 拙著、中央市場卸賣人單複問題(六八—九頁)參照。

(2) A. Marshall, Principles of Economics, p. 6.

(3) 大野勇著、中央卸賣市場建營誌、五三頁。

二

市場は謂はば交換鬭争のアリーナである。買手は安く得んとし、賣手は高く讓らんとして需要者と供給者とが互ひに鎗を削るところである。この意味において市場經濟は、經營、經濟、一一個の支配意思によつて統制せられるところの經濟とは根本的に異なるものである。さらに市場における交換鬭争は需要者對供給者の戦ひばかりでなく、一方において需要者側では彼等自身の仲間で互ひにより、安くより、速かに、またはより、多く獲得せんとして争ひ、他方において供給者側では同じく彼等自身の仲間で、より、高く、より、速かに、またはより、多く移讓せん

と努めて、互ひに他を排して自ら先頭に立ち可能なる最も有利なる條件にて相手方を得んとしてをる。競争とはかくの如き需要者または供給者の一方の側において存在するところの同志の闘争である。従つて競争は需要者競争と供給者競争とに大別し得ることは、經濟學原論の教ふる通りである(4)。

しからは自由競争 (free competition) とは何か。簡單に言へば自由競争とは各個人が市場において需要者または供給者として取引を行ふに際して自己の自由意思ならびに自由活動を少しも束縛制限せられることなく他に對して先位を争ふことである。これは競争の最も純粹なる形であるから純粹競争 (pure competition) または單純競争 (simple competition) とも云ふ。かくの如き意味における自由競争はこれを現實に發見することは極めて困難であつて、ドッグのいはゆる無階級的個人主義 (classless individualism) の状態においてのみ存在し得るところのものである。無階級的個人主義とは、ドッグによれば、私有財産制度が認められ個人的利潤追求が許されるけれども、現代の如く階級的對立なく集中的傾向の現はれざる状態である(5)。かくの如き状態は史實について稀に見るところであるが、ヨーロッパの經濟史についてその近似状態を擧げるならば、封建制度の内部にあつてもしくはそれと相並んで發達したところの都市生活であらう。都市經濟時代の初期における特徴は、「都市の空氣は人を自由にする」

と云はれたように、そこに住む者の間には何らの差別的待遇が設けられず、何人に對しても特權または獨占が許されなかつた。都市の自由民 (freemen) は原則として平等であり、各人は均等の機會を享有してゐた。これは一つの無階級的個人主義の狀態であると云ふことができ、さらにアメリカ合衆國の經濟史について見れば、稍々純粹なる形における無階級的個人主義の狀態を見出し得る。すなはち北アメリカの中西部地方の開拓時代においては殆ど總ての人々が同様の資力と均等の機會とをもつて何らの制限束縛をも受けずして個人的利益を追求することが可能であつた。かくの如き無階級的個人主義の狀態においては人々は需要者または供給者として全く自由に活動することを得、ここにその言葉の固有の意義において、自由競争が存在するのである。

各人は自由競争によつて彼が獲得し得べきところの最大餘剩を追求するのである。而してその效果においては需要者もしくは消費者としては欲望ならびに購買力の最も大なる者が勝ち、供給者もしくは生産者としては能率の最も高き者が先位を得るに至る。すなはち自由競争の結果は優勝劣敗である。既にこの事實の中に自由競争そのものの限界が示されてゐることを我々は見遁してはならない。換言すれば無階級的個人主義の狀態は決して永續することはできない。自由競争の結果は原則として優勝劣敗に終り、次の場面においては勝

者が有利なる立場を取つて現はれ、敗者は被支配的、被壓迫的階級として出て来る。このことは歴史の證明を待つまでもなく、容易に想像し得べきことであるが、前掲の二つの場合について見るならば、興味深き事實を示すことができる。まづ都市經濟時代の進行すると共にやがて都市において少數者の特權團體が現はれ初めた。それはある場合には宗教的權威と結託して、ある場合には世俗的勢力に迎合して出來上つた。すなはち初期の自由競争に勝利を得たところの市民は組合または團體を作り、王侯または僧正から獨立の課稅權、裁判權などの特權を與へられて、劣敗者を睥睨するようになつた。このことは職人ギルドにおける親方對見習生の關係の變遷、商人ギルドにおける重要物產取引特權の發生に關する歴史を見ると一層詳細に判るであらう。かく成つてはもはや眞の意味の自由競争は影を潜めてしまつたのである。次にアメリカの新天地開拓の經過を眺めても同様であつて、やはり優勝劣敗の原則によつて才能に秀で、時運に乗ずることを得た者が有利なる結果を獲得し、その利益はさらに次の利益を生ずる因縁となつて益々榮えて行き、反對に失敗した者は地に塗れて復た立つ能はざる境に沈むことになつた。唯、アメリカにおいてはこの結果が他の諸國におけるほど著しく現はれなかつたため、久しき間、自由競争の精神が讚美せられつつあつたのである。しかし遂に東部地方における金融資本の優越すると共に固有の意義における自由競争はアメリ

かにおいても消え失せた。

無階級的個人主義の狀態を離れて眞の自由競争が存在しないものとすれば、今日、資本主義時代において「自由競争」と稱してゐるものは何であるか。顧るに産業革命以前に在つて既に階級對立の事實は存在してをつた。一方において優勝者が資本家的企業者として立ち、他方において劣敗者が従順にして低廉なる労働者としてその前に平伏した。かくの如く事實上の階級對立が完成するに至るや、もはや法律制度をもつて特權階級を擁護する必要はなくなつた。それゆゑにマーカンチリズムから「自由放任主義」への轉向は、普通に考へられる如く、特權的獨占から自由競争への移り行きではなく、またはアダム・スミスの云つた如く、事物の自然の運行を妨げるところの人為的制度から自然の命ずるところの人間の自然的性情によつて促進せられるところの自然的制度への移り變りでもない。實はドップの云へる如く、單に既に出來上つたところの事實上の獨占 (de facto monopoly) を認めて法制上の獨占 (de jure monopoly) を廢棄したに過ぎない(6)。換言すれば既に成長したところの階級獨占はもはや法制の庇護を要せずとして、その古き衣を脱ぎ棄て素肌のまま現はれたのである。かくて今日のいはゆる自由競争は眞實の自由競争にあらず、自由競争の假面を被れる階級的獨占であり、または資本主義の地盤の上に行はるところの制限せられたる自由競争である。今日は各

個人が市場において需要者または供給者として、消費者または生産者として決して自由に競争してはをらない。自由に競争し得る者は、少數の資本家的企業者のみである。一般に消費者、および勞働者は資本家的企業者の支配を受け、彼等の間においては眞實の自由競争は許さず、自由競争の假面の下に資本家的企業者の側に利益が吸収せられつつある有様である。ここに現代の資本家的自由競争制度に伴ふ根本的缺陷が伏在してをる。

(4) 例へばリーフマン、「經濟學原論」(原著第二版宮田教授譯)六七一七五頁參照。

(5) Maurice Dobb, *Capitalistic Enterprise and Social Progress*, p. 48 f.

(6) Dobb, *ibid.*, p. 145.

III

マーシャルは現代の資本家的自由競争を二つに分けて、建設的競争 (constructive competition) と破壊的競争 (destructive competition) とし、建設的競争すら利他的協同に比すれば害毒のあるものであり、況んや破壊的競争に至つては唾棄すべきであると云つてをる(7)。確かに現代の資本家的企業の競争の効果を觀察すると建設的作用と破壊的作用とがある。能率高き企業が能率低き企業を凌駕し、社會に對し低廉かつ優良なる生産物または用役を提供するに至る限り競争の効果は歓迎すべきである。しかしながら事實上今日の資本家的企業の競争にお

いては、この建設的作用に止まり難く破壊的作用をも伴ひ易い。すなはち今日の資本家的自由競争は屢々不正競争 (unfair competition) となる弊風を持つてゐる。

今日アメリカ合衆國の聯邦商事委員法 (Federal Trade Commission Act) の第五節で、商業上の不正なる方法による競争は不法なりと宣言せられてをる。しかし何が不正なる方法であるかと云ふことについては議會でも裁判所でも民間でも議論が起つて容易に定まらなかつたが、ステイヴンスによれば、要するに公正なる競争の本質は能率の高き企業を保存し、その低きものを驅逐するに在るのであるから、かくの如き結果を齎らすことなく、却つて良きものを亡ぼし悪きものを榮えしむるところの方法による競争は不正競争であると云ふ解釋の下に十の項目をもつて最も代表的なる不正手段であるとした(8)。今それらの不正競争の手段を顧るに、その禍根は畢竟現代の資本家的競争が單純なる競争ではなく、いはゆる獨占的競争 (monopolistic competition) であることに存することを發見する。資本家的自由競争によつて競争者の數は次第に少くなり、その代りに競争は次第に深刻化して行く。そこに不正競争の現はれる動因が存在する。而してあるひは掠奪的競争 (predatory competition) あるひは殺人的競争 (cut-throat competition) となつて龍虎相搏つは實に獨占的競争の末期の現象である。その結果は共に傷ついて斃れるか、一方が覇を唱へて完全なる獨占になるか、あるひは和睦して協調

的獨占になるか、いづれかである。

今中央卸賣市場の卸賣人單復問題において復數論者は口を揃えて自由競争を讚美するけれども、この場合に行はれる自由競争は數個の限定せられたる卸賣會社の間に行はれるところの資本家的自由競争に他ならぬことを忘れてはならない。事實上は既設卸賣市場において問屋營業をしてゐた者の全部または一部だけが關與するところの獨占的競争であることは明かである。従つて復數制度は舊來の卸賣市場における十數軒または數十人の問屋の間に行はれてゐたと同様の獨占的競争を比較的少數者の間において一層深刻ならしめることに他ならぬ。從來の卸賣市場において問屋が二十軒あつたとして、その場合にも決して單純なる自由競争は行はれてゐなかつた。問屋は父祖傳來の地位を守つて容易に他人の割込を許さなかつた。仲買人の地位から問屋に昇格することは極めて困難であつた。すなはち各問屋は獨占的地位を占め、而して互に競争を續けてゐたのであるから、これは正しく獨占的競争であつた。もし中央卸賣市場において二十軒の問屋が復數制度案に従つて四個の卸賣會社に收容せられたと假定するならば、その四個の卸賣會社の間に協定が成立せざる限り、彼等の競争は二十軒の問屋の間に行はれた競争よりも遙かに激烈なるものとなることは明かである。而して結局は四個の卸賣會社の間に協定が成立して企業聯合が出來上るか、一步を進

めて完全なる合同を作るかになつて、獨占状態が完成するに至るであらう。かくの如く資本家的企業の自由競争は終局において獨占を齎すのである。競争は獨占への過程であると云ふことができる。ただこの終局に到達するまでの過程において資本家的自由競争の及ぼす社會的影響が建設的方面よりも破壊的方面に遙かに甚大であることは棄て置くことができなすことである。

(7) Marshall, Principles, pp. 8-9,

(8) W. A. S. Stevens, Unfair Competition, p. 9. もとよりこれらの諸項目の間に明瞭なる限界線を引くことは難しく、時にはその二三が相重なつて行はれこともあるけれども、大體において今日のアメリカにおけるいはゆる「不正競争」の手段を知ることができる。その大様を説明すれば次の如し：—

一、地方的の値引 (Local price cutting) — これは國內的ダンピングであつて、有力なる企業がその生産物を競争の特に激しき地方においては生産費以下にて販賣して競争者を驅逐することに努める方策である。

二、假裝獨立會社の利用 (Operation of bogus independent concerns) — 有力なる生産企業が表面上獨立せる販賣會社を設けて生産費以下にて生産物を供給し、またはその販賣會社を通じて競争者の生産物、生産方法、取引關係等を探知する方策である。

三、戰鬥要具 (Fighting instruments) — 特別の生産物または特殊の用役を生産費を無視して提

供することによつて競争者に對抗する方策である。

四、條件的要求 (Conditional requirements) —— 例へば特許權を有する生産物の販賣する企業がその生産物の購入の條件として他の特許權なき自己の生産物をも購入すべきことを要求するが如き方策であつて束縛條項 ("tying" clauses) と云ふ。

五、排他的取極め (Exclusive arrangements) —— 一定の取引については自己の企業とのみこれを行ひ、他と通ずることを禁止する方策である。

六、黒表、絶交同盟、白表等 (Black lists, Boycotts, White lists, etc) —— 企業間に秘密にまたは公然とある競争者を排斥する方策である。

七、割戻、おまび、特別優遇 (Rebates and Preferential arrangements) —— 特別の企業に對してのみ賣上代金または運賃の割戻を行ひ、あるひはその他の優遇條件を與ふる方策である。

八、製造工程上の機械、または原料の買占 (Engrossing machinery or goods used in the manufacturing process) ——

九、探偵 (Espionage) —— 競争者の營業狀態を探知するため極めて如何はしき手段を用ふることである。

十、強制脅迫、威嚇等 (Coercion, Threats, Intimidation, etc) —— これらの直接手段によつて競争者を迫害することである。

十一、干渉 (Interference) —— 競争者の營業を直接または間接に様々の手段をもつて惱まし妨げることである。

十二、操縱 (Manipulation) —— 例へば豫めある生産物を多量に買占め置きたる後俄かに賣出し
て競争者を倒すが如き方策である。

四

獨占と云ふ言葉は廣狹様々の意義に用ひられ、その種類形態も色々に區別せられる。眞の自由競争の行はれないときには獨占が存在すると云ふ考へ方、例へば資本家的企業は、大小に拘らず、それ自體獨占であると云ふ場合に、その獨占は最も廣い意味において用ひられてをる。次に資本家的企業が市場において單獨にまたは聯合してある生産物の價格の大勢を左右し得るほど強力になつた場合にそれを獨占であると云ふときには稍々廣い意味においてその言葉が用ひられてをる。しかし最も嚴密なる意味における獨占とはある財について市場における需要または供給を單獨の意思で決定し、従つてその價格を自ら上下し得ることである。而してかくの如き狹義の獨占はその原因によつてあるひは自然的獨占、あるひは制度的獨占等に別けられるが、その最も純粹なる形は強制的計畫經濟の下に一定の條件を備へたる場合においてのみ可能である。自由主義的經濟の下における國家の專賣制度は純粹なる獨占到餘程近いけれども、そこにはなほ潜在的競争の存在することを見通してはならぬ。

要するに獨占と競争とは理論上その純粹なる形においては對立してゐるけれども、實際上

經濟組織の中に入り込んで來る場合には互ひに交錯し合つてをり、マーシャルの言へる如く兩者を區別することは困難である(9)。またリーフマンがアメリカのトラスト政策を批評した場合に云つたように、現代の如き不安定なる均衡状態に在つては競争と獨占とは常に相並んで存在するものであり、一企業に獨占または競争と刻印することはできない(10)。かくて實際の世界にては單純獨占も單純競争も影を潜め兩者の中間に位する獨占的競争または競争的獨占が存在する(11)。而して價格理論の上からも、複數獨占(multiple monopoly)特に、立獨占(duopoly)の問題は極めて興味深きものとなつてをる(12)。

右の如く獨占と云ふ言葉が多義であり、事實上獨占と競争とを區別することが難しいとさへ言はれてをるときに、かの中央卸賣市場の卸賣人單複問題において、單數制度をもつて獨占であると云ふ復數論者の常套的攻撃は果して如何なる意味においてなされてをるか。思ふに獨占橫暴論は單一卸賣會社が勝手に振舞ふから困ると云ふ常識的意味もしくは皮相的見解があるに過ぎないようである。もし單數制度獨占論に理論的根據を與へるならば、廣義においては一卸賣會社が資本家的企業なる限り獨占であると言ひ得るし、狹義においては單一卸賣會社が中央卸賣市場におけるその特定部類の品目取扱について用役の供給を單獨の意思で決定し得ると云ふ意味で獨占であると論ずることができる。

ただこの點に關聯して注意すべきことは、單一卸賣會社が商品の價格を單獨の意思で決定し得ると云ふ意味において獨占であるとする誤解が屢々世間に存在することである。中央市場における卸賣人は原則として出荷者によつて販賣を委託せられたる品物を躰賣の方法をもつて賣渡すことになつてをり、自分で買付をなし相對の方法をもつて賣付けることは例外的場合を除いて禁ぜられてをる(13)。ゆゑに中央市場における卸賣相場は原則として躰賣によつて定まるのであるから、その決定要素は荷主の供給量と買出人の需要高とである。すなはち卸賣人はその中間に立つて躰賣業務上の手續を行ひ、その手数料を收受するに過ぎないのであるから、單一卸賣會社によつて直ちに卸賣相場が左右せられることはない。しかば卸賣人は手数料を幾らでも多く收受することができるかと云へば、それについては業務規程でその最高率を定めてあるから一定率以上の手数料を收めることは不可能である。例へば京都中央卸賣市場では賣上金額の百分の十以内と定められてゐる(14)。しかも卸賣人は業務規程をもつて定むる手数料を除くの外、如何なる名義をもつてするを問はず、その業務に關し報償を受くることを得ず、と中央卸賣市場法施行規則第二十三條で定められてをる。

以上の事柄を通觀するに、結局單一卸賣會社が獨占であると云ふ意味は、一定の手数料に對して供給するところの用役ユビスの分量を單獨の意思をもつて決定し得ると云ふことである。複

數論者はその場合に「仕事に緊張味を缺いて親切が足りなくなる」と云ふ。確かに一定の手續料に對して供給する用役^{ワヂス}の分量を單獨の意思をもつて決定し得る限り、卸賣人は最少量の用役を提供しようと試みるであらうから、あるひは複數論者の虞れるような結果を生ずるかも知れない。しかしその忌むべき結果が必ず現はれるとは限らない。すなはちある都市の中央卸賣市場におけるある部類の單一卸賣會社の提供する用役^{ワヂス}がその市場にて賣捌くことを不利とするほどであるならば、荷主は他の都市の卸賣市場に送荷することができる。この關係において一中央卸賣市場の單一卸賣會社は他の土地の卸賣人と競争的立場に在るものと云はねばならぬ。しかれば單一卸賣會社の提供する用役の極小化の傾向には一定の限度があることを知る。しかも實際においては賣場制度の監督ならびに獎勵の方法によつて用役^{ワヂス}の提供を獨占による極小化に陥らしむることなく、反對に極大化せしめることさへできるのである。

他方において我々は中央卸賣市場における單一卸賣會社制度に對して獨占の弊害を伴ふものとして攻撃を加ふるところの主力筋と見らるる生産者乃至出荷者側において獨占の傾向が遙かに著しく發達しつつあることを見遁してはならぬ。一般に獨占的傾向は我國においても工業製造品市場の方面において夙に注目せられてゐたところであるが、生鮮食料品市

場についても決して無視することはできない状態に在る(15)。例へば京阪地方へ来る鮮魚類について見ると、その主たる供給者は二三の有力なる荷主であつて、彼等の手で容易に生産物の供給量を加減し得、従つてその価格をさへ左右し得るほどである。その最も明かなる例證は京都中央卸賣市場の開設當時における鮮魚不買同盟であつて、關門附近の有力なる荷主が中心となつて出荷者の一大聯合を組織したとひ一時的であるにしても、實に驚くべき獨占的支配力を發揮したものである。かくの如き生産者側の獨占的勢力は現實に供給量および價格を動かし得ることを忘れてはならぬ。

(9) Marshall, *Industry and Trade*, p. 397.

(10) R. Liefmann, *Monopoly or competition as the basis of a government trust policy*, (Q. J. E. Vol. XXIX, pp. 308—323) p. 318.

(11) 競争と獨占との關係を表示すれば次の如し：—



(12) 最近の文獻の一例を挙げれば Erich Schneider, *Zur Theorie des mehrfachen Monopols, insbesondere der des Duopols*, (Archiv für Sozialw. und Sozialp. 63, Band 3, Heft. S. 639.) などをみる。

(13) 中央卸賣市場第十四條は「中央卸賣市場ニ於テ爲ス賣買ニ付テハ、糶賣ノ方法ニ依ルヘシ但シ市場經濟と獨占的企業」(九〇七) 三七

業務規程ノ定ムル特別ノ事情アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス」と定め、さらに同法施行規則において次の如く卸賣人の業務を制限してゐる。

第二十條 卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ當該指定區域内ニ於テハ其ノ業務ヲ行フ市場外ニ於テ自己ノ取扱品ノ部類に屬スル物品ノ卸賣ヲ爲スコトヲ得ス

第二十一條 卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ業務規程ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外自己ノ計算ヲ以テ取扱物品ノ卸賣ヲ爲スコトヲ得ス

第二十二條 卸賣ノ業務ヲ爲ス者ハ市場内ニ在ル物品ニ非サレハ其ノ卸賣ヲ爲スコトヲ得ス但シ當該指定區域内ニ於テ開設者ノ指定スル場所ニ在ル物品ニ付テハ此ノ限ニ在ラス而して實際、例へば京都中央卸賣市場の業務規程について見るに、その第五條第一項において賣買取引は躰賣の方法に依るべきことを原則的に定め、その但書の特別の事情ある場合のこゝとを定めてゐる。すなはち――

但シ市長ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノト認ムルトキ又ハ卸賣人ニアラサル者販賣ヲ爲ス場合ハ相對賣、入札賣又ハ定價賣ノ方法ニ依ルコトヲ得

一、品種ニ依ル躰賣方法ノ不適當ナルトキ

二、數量ノ夥多又ハ到着遅延ノ爲躰賣ノ方法ニ依リ販賣スルコト困難ナルトキ

三、躰賣ノ方法ニ依ルトキハ不適當ナル値段ヲ生ズル虞アルトキ

さらに同業務規程第二十五條第一項において委託販賣ノ方法ニ依ルトキハ取扱物品ノ供給ヲ受クルコト困難ナル場合ニ於テハ卸賣人ハ自己ノ取扱物品ノ買付ヲ爲スコトヲ得」と定め

られてゐるが、その第二項において前項ニ該當スル場合ハ市長之ヲ定ムとなつてゐるからその適用は極めて制限せられてゐる譯である。

(14) 京都中央卸賣市場業務規程第二十三條參照。なほ大阪中央卸賣市場業務規程第二十四條に
おいても同様に販賣手數料を賣上金額の百分の十以内としかつ市長の認可を受くべきものと定められてゐる。

(15) 我國においても生鮮食料品につき生産者の出荷組合が近年著しく發達しつつあることは注目すべきである(東京市政調査會、農村協同組合と大都市中央卸賣市場、一九頁以下參照。この生産者の共同販賣化の傾向はやがて生産者側における供給獨占の状態を促進するものであることを忘れてはならぬ。

五

我々は前段において獨占の意義および事實を考察したが、この市場經濟における企業の獨占的傾向はそれ自體決して忌むべき、また怖るべきものではない。むしろ獨占こそ經濟社會の理想的組織原理であると考へられる(16)。けだし各産業において最も能率高き、すなはち低廉にして優良なる生産物または用役ユツクを供給するところの企業のみが存在し、彼等によつて社會全體の需要を満足し得る場合に初めて最少の費用をもつて最大の慾望充足が行はれ得る譯である。競争は實にこの目標に向つてなされてこそ許さるべきものであるから、この境

地に到達したる獨占こそは誠に理想形態であると云はねばならぬ。

さらに市場經濟の進歩革新は完全なる獨占的企業によつて初めて可能であることを注意せねばならぬ（17）。競争は獨占の状態を齎すための云はば「篩ひ」の階段であつて、最後に篩ひ残されたる獨占的企業のみが經濟的革新を試みるのである。産業界に大變革を齎すために競争的企業が擧つて一致することは極めて困難である。危険の小なる範圍においては總ての者の意見が一致するかも知れないが、大冒險をせねばならぬと云ふような場合には到底一致しないのが普通である。しかるに石油トラスト、銀行シンデケート、またはソヴェート聯邦の最高經濟會議の指導者達は全く思ひ切つた仕事をする事ができる。尤も論者はあるひはこれに反對の事實を指摘するかも知れない。例へば新しき技術または機械の發明があつた場合、競争的企業においては古き企業が古き技術または機械を使用してゐる間に、新しき企業が新しき技術または機械を採用して立ち上り、競争の結果、新しき企業が勝利を占めてここに産業界が革新せられるに至るけれども、もしもその産業が獨占せられてゐる場合にはその獨占的企業は古き技術または機械を俄かに棄てず新しきものを容易に用ひないであらうから、産業界は進歩せず發明改良の恩澤が社會全般に普及することが甚だしく遅くなる、と云ふことを論ずるであらう。誠にこれは獨占の弊害として屢々耳にすることであるが、論者は二

つの點において事實を誤認してゐる。すなはち第一に競争の結果新しき企業が新しき生産手段をもつて古き企業を斃し得ると云ふことは、單純なる自由競争が行はれてゐる限り眞であるけれども、今日の如く獨占的競争の行はれてゐる時代に在つては當て儼らない。第二に獨占的企業は容易に新しき生産手段を採用しないと云ふことは、古き生産設備の原價償却を考慮に入れるときには當然なることであり、競争のために俄かに變革することは却つて浪費である。しかのみならず獨占的企業に在つては前述の如く大變革を實行し得るゆゑに必要の生じたる場合には何時にても徹底的改善をすることができるのである。なほ大變革をするためには莫大なる資本が必要であるが、これ亦競争的企業によつてこれを調達することが難しい。巨額なる資本の長期的運用は獨占的企業によつて初めて可能である。

産業界の改善進歩を實行するために獨占形態を通じて計劃的にせねばならぬことは、大にしてはソヴェート・ロシアの實例にこれを見ることができ、小にしては我國の生鮮食料品卸賣市場の如き部分的問題についても同様にこれを見出すことができる。我國の生鮮食料品卸賣市場に存在する舊來の陋習を一新して面目を改め、また近代のなる設備または技術を採用して能率を増進するためには、從來の如き問屋の競争的狀態を續けたままでは一切の努力は無益であるから、須く獨占的企業を通じて全市場の革新を促さねばならぬ。これすなは

ち今日の中央卸賣市場卸賣人單複問題において單數制度を是とする一つの理由である。

今更改めて云ふまでもなく、獨占的企業は大規模經營を可能ならしめ、それに伴ふところの利益を齎らすものである。もとよりこれは一般的問題としては經營單位の標準的ノルマの大いさの問題に關係してをるけれども概して獨占的企業は建設資本を節約し得、經營上ピギーのいはゆる構造上の節約(structural economies)および廣告上の節約(advertisement economies)ができる(18)。例へば中央卸賣市場の單一卸賣會社制度はこの點において複數制度よりも遙かに勝れてゐることを見る。單一卸賣會社によれば冷蔵設備その他の固定資本を要する設備の費用を經濟的に行ひ得べく、配達の上に二重三重の浪費を省き得べく、また集荷競争のためにする無益なる酒食の饗應を廢することができ。現に複數制度案によつてもこの點においては單數制度の利益を幾分實現するために卸賣會社の聯合會を組織することになつてゐるが、これは明かに獨占的形態への賢明なる降服である。

なほ最近において注目すべきことは國內的には市場經濟を統一して獨占化し、外國に向つてダンピングを試みるなどして競争することが著しき傾向となつて來たことである。國內的には自由競争を金科玉條としてゐるアメリカ合衆國すら外國貿易については Webb Export Act によつて獨占主義を認許してゐる。さらに國際經濟の發展と共に國際的獨占すら生じ

て来た。これらはいづれも獨占の効果を雄辯に物語るものである。

(16) この點については私は未だ決定的の意見に到達してゐないことを告白せねばならぬ。この問題の解明については、一方においてはクルールノーを出發點として數理派經濟學者の間に論議せられて来た獨占價格ならびに競争價格の定性に關する研究を必要とし、他方においては最近特に二三の學者間に論議せられてゐるところの資本主義、獨占主義および社會主義の相互關係に關する検討を行はねばならぬ。後者に關聯してはハイマンとハルムの論争が私の興味を惹いてゐる。例へば Georg Halm, Ueber Konkurrenz, Monopol und sozialistische Wirtschaft (Jahrb. f. Nationalök. u. Stat. Sept. 1930.) を見よ。ハルムは競争をもつて資本主義的流通經濟の制度原理と考へ、その觀點から資本主義の發展傾向を眺めて獨占主義が經濟理論的には遂に社會主義に到達せざることを確信してゐる。これらについては他の機會に詳論したいと思ふ。

(17) Dobb, *ibid.*, pp. 163—4. 參照。

(18) Pigou, *The Economics of Welfare*, II, ed. p. 224f.

六

そもそも市場經濟は、分業に基礎を置いてゐる。各人がその得長に應じて能率高き活動をなし優勝劣敗の結果適材が適所に配置せらるる制度である。分業の結果として必然的に取引が起る。すなはち市場經濟は取引の經濟である。これを流通經濟と呼んでもよい。而し

て現代においては取引の經營主體が企業として成立してゐる。その企業がいはゆる資本家的自由競争によつて次第に獨占へと移つて行く。一面においては金融資本主義の下において企業の集中的傾向が著しく、他面において公共的事業の統制上企業の集中化が促されてゐる。かくて市場經濟は次第に獨占的企業によつて支配せられるようになった。而して恐らくは將來においてもこの獨占化の傾向が續くであらう。ある人は資本主義の中に育てられつつあるこの獨占主義が新しき經濟制度それを社會主義と呼んでもよいへの準備であると考え、他の人は資本主義の下における獨占主義は飽くまでも資本主義であつて決して他のものではない、その獨占主義と社會主義的經濟制度とは本質的に異なるものであると信じてをる。今私はこれらの論争に判斷を加へようとする者ではない。ただ市場經濟の將來に存する獨占化の傾向を洞察して、今日の資本主義の下における獨占的企業を如何に遇すべきかを判定して本論の結語に代えようと思ふ。

思ふに市場經濟における獨占的企業は、多くの功績を有するにもかかはらず、これをその成行のままに放任して置くことは今日の事情においては不適當である。けだし獨占が資本家的企業の獨占である限り屢々社會的福利厚生に反したる結果を生ずる懼れがある。ここにおいてか獨占的企業に統制を加へねばならぬ。民衆は獨占的企業を監視し何時にてもその

活動に制肘を加ふる權力を持つてをらねばならぬ(9)。すなはち資本家的獨占はこれを社會的獨占に移し替へねばならぬ。換言すれば社會がその存在を許す限りにおいて獨占を活躍せしめねばならぬ。これを實現するためには獨占的企業に對して、潜在的競争(talent competition)を持續することが必要である。すなはち獨占的企業の裏に競争が伏在してをり、獨占的企業が少しでも能率を低くし、もしくは公益に反したるときには何時でもそれを止めて他の者が代つて出ることができるような仕組にせねばならぬ。

これを中央卸賣市場の單一卸賣會社の場合に當て倣めて考へると、開闢者たる市が何時にても單一卸賣會社の行動を左右し得る權能と實力とを持つてをらねばならぬ。復數論者はこの點について單數制度においては何時にても代替し得る現實の競争者が無いから、中央卸賣市場法施行規則第三十二條および第三十三條(20)は效果を示さないと云ふけれども、獨占的企業の能率を維持するためには現實的競争が無くとも潜在的競争があれば充分である。しかも實際においては一企業の活動はこれを部分的に觀察し、その能率を局部的に改善することができるのであつて、單一卸賣會社の場合に例へば一驪人が悪ければ他の驪人と替え、總務部主腦の非なるときにはそれを變更することによつて、事業遂行上の刷新を圖ることができ、必しも一會社を全部廢して他の會社を組織する必要はないのである。固より上に述

べたるが如き干渉を實行し得るためには市が單一卸賣會社を充分に監督支配することが必要である。これを一般的に言へば社會が獨占的企業を完全に監督支配することが獨占的企業に對する潜在的競争を持続する要件である。このことは總ての獨占的企業について言ひ得ることであるが、特に公共企業については然りと云はねばならぬ。獨占的公共企業に對する社會民衆の容喙權を現在よりも一層擴張すべきであらう。

(9) W. Z. Ripley, *More Light! — and Power too. The Public and its Utilities*, (The Atlantic Monthly, Nov. 1926.)

(20) 中央卸賣市場法施行規則一

第三十二條 開設者ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ卸賣ノ業務ヲ爲ス者又ハ賣買ニ参加スル者ノ市場ニ於ケル賣買ヲ差止ムルコトヲ得

第三十三條 卸賣ノ業務ヲ爲ス者其ノ資格ヲ失ヒタルトキ業務ヲ停止セラレタルトキ又ハ前條ノ規程ニ依リ賣買ヲ差止メラレタルトキハ開設者ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ其ノ者ニ販賣ノ委託アリタル物品ニ付自ラ卸賣ヲ爲シ又ハ他ノ卸賣ノ業務ヲ爲ス者ヲシテ卸賣ヲ爲サシムヘシ

[附言]——本文は神戸商業大學商業研究所第二十九回講演會における講演の筋書に若干の修正を施し註釋を加へたものであつて、時事問題の裡に濟む經濟理論の一端に觸れんとしたものである。従つて本文はその表題の序説もしくは問題提起の役目をなすに過ぎない。——(神戸・一九三〇・一一・一五——)